

令和5年度 審議会等委員への女性参画状況調査表

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和6年3月31日現在の状況					女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委嘱の有無	委員数			公募	
性別			女性比率							
1	秘書課	木更津市名誉市民審議会	木更津市名誉市民条例	10以内	×					
2	総務課	木更津市情報公開・個人情報保護審査会	木更津市情報基本条例	5	○	4	1	20.0%	×	開示請求に係る不服申し立てに対する審査及び番号法に係る重点項目評価書の取扱いに関する意見を述べる等高度な専門性が要求されるため。
3	総務課	木更津市情報公開総合推進審議会	木更津市情報基本条例	15	○	14	1	6.7%	○	情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度のあり方について調査審議を行う附属機関であり、高度な専門性が要求されるが、現時点では該当する女性が少ないため。
4	総務課	木更津市行政不服審査会	木更津市行政不服審査法施行条例	3	○	3	0	0.0%	×	審査請求に係る事件について調査審議を行う附属機関であり、高度な専門性が要求されるため。
5	危機管理課	木更津市防災会議	木更津市防災会議条例	40以内	○	28	5	15.2%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募は適さない。また、その職に女性が就いていないため、女性比率が低くなっている。今後も継続して定員を増員するにあたり、女性の選出に配慮いただく働きかけを実施する予定である。
6	危機管理課	木更津市国民保護協議会	木更津市国民保護協議会条例	35以内	○	25	3	10.7%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募は適さない。また、その職に女性が就いていないため、女性比率が低くなっている。今後も継続して定員を増員するにあたり、女性の選出に配慮いただく働きかけを実施する予定である。
7	経営改革課	行政改革推進委員会	附属機関設置条例	15以内	○	7	2	22.2%	○	
8	経営改革課	指定管理者候補者選定委員会	附属機関設置条例	9以内	○	8	1	11.1%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募は適さない。委員9名のうち4名について各団体へ委員の推薦依頼を行っているが、女性の推薦がなかったため。
9	経営改革課	木更津市DX推進ネットワーク本部	木更津市地域情報化推進ネットワーク本部設置要綱	10	○	7	1	12.5%	×	会議の内容から、有識者、ICT分野の専門家等から適任と思われる方を委員として選出しており、かつ、その候補者の中での女性数が少なかつたため。

令和5年度 審議会等委員への女性参画状況調査表

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和6年3月31日現在の状況					女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委嘱の有無	委員数			公募	
女性比率						男性	女性	女性比率		
10	企画課	合併調査研究委員会	附属機関設置条例	30以内	×					
11	企画課	木更津市総合計画審議会	附属機関設置条例	25以内	○	20	5	20.0%	○	
12	観光振興課	みなとまち木更津推進協議会	みなとまち木更津推進協議会規約	なし	○	12	1	7.7%	×	本協議会では、木更津市基本構想に掲げたみなとまち木更津再生プロジェクトの実現に向け、「みなと」及び「街なか」に関わりの深い組織、市民団体等の方に委員を担っていただいている。これらの団体はほとんどが男性で構成されており、現状女性委員を1／3以上にすることができていない。また、これらの市民団体が行事の中心になって活動するため、公募の実施は難しい。今後、関係団体に適任な女性職員が在籍する場合は、積極的な委員登用を依頼するものといたしたい。
13	市民課	住居表示審議会	附属機関設置条例	10以内	×					
14	保険年金課	国民健康保険事業の運営に関する協議会	木更津市国民健康保険条例施行規則	16	○	14	2	12.5%	○	審議する内容の専門性から、委員の全員を地区社協(被保険者の代表)、保険医、保険歯科医、保険薬剤師、被用者保険組合及び公益団体からの推薦によるものであるが、女性の推薦は2名であったため。
15	市民活動支援課	木更津市協働のまちづくり活動支援事業選考会	木更津市協働のまちづくり活動支援金交付要綱	20以内	○	8	3	27.3%	○	
16	市民活動支援課	木更津市市民活動支援センター運営協議会	木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例	10以内	○	7	3	30.0%	○	
17	地域共生推進課	木更津市男女共同参画推進委員会	附属機関設置条例	20以内	○	6	8	57.1%	○	

令和5年度 審議会等委員への女性参画状況調査表

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和6年3月31日現在の状況					女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委嘱の有無	委員数			公募	
女性比率						男性	女性	女性比率		
18	地域共生推進課	木更津市交通安全対策会議	交通安全対策基本法・木更津市交通安全対策会議条例	20以内	×					
19	子育て支援課	木更津市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法	18以内	○	8	8	50.0%	○	
20	健康推進課	木更津市献血推進協議会	木更津市献血推進協議会要綱	26	○	22	2	8.3%	×	事業内容の関係で、委員構成が医療、教育等の分野の団体の長に委嘱しているが、その職に女性が就いていないため。
21	健康推進課	木更津市予防接種健康被害調査委員会	木更津市予防接種健康被害調査委員会規則	5	○	5	0	0.0%	×	予防接種健康被害調査委員会規則第3条の規定により委員の構成が定められているが、その役職に女性が就いていないため。
22	健康推進課	木更津市健康づくり推進協議会	木更津市健康づくり推進協議会要綱	18	○	14	4	22.2%	×	審議内容の専門性等から委員構成があて職となつており、公募は適さない。
23	健康推進課	木更津市食生活改善協議会	木更津市食生活改善協議会会則	49	○	0	29	100.0%	○	
24	スポーツ振興課	木更津市スポーツ推進審議会	木更津市スポーツ推進審議会条例	10以内	○	9	1	10.0%	○	委員のうち、6名については関係団体からの推薦、他4名は一般公募としている。 推薦者及び一般応募者が男性多数となっているため、現状の女性比率となっている。 女性からの応募を頂けるよう、引き続き公募時に積極的に周知を行う。
25	福祉相談課	木更津市民生委員推薦会	民生委員法	14	○	7	7	50.0%	×	木更津市民生委員推薦会規則第2条第2項の各号に掲げる者から委員を委嘱するため公募しない。
26	福祉相談課	木更津市地域福祉推進委員会	附属機関設置条例	20以内	○	12	6	33.3%	○	

令和5年度 審議会等委員への女性参画状況調査表

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和6年3月31日現在の状況					女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委嘱の有無	委員数			公募	
女性比率						男性	女性	女性比率		
27	福祉相談課	木更津市自殺対策協議会	附属機関設置条例	12以内	○	7	4	30.8%	×	協議内容が自殺対策に関する事項であるため、公募ではなく関係団体や関係行政機関に委員の推薦を依頼しており、今後も公募の予定はない。
28	高齢者福祉課	木更津市福祉有償運送運営協議会	木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱	12以内	○	8	0	0.0%	×	木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱に委員の任命条件が定められており、女性が該当しなかった。
29	高齢者福祉課	木更津市老人ホーム入所判定委員会	附属機関設置条例	7以内	○	4	2	33.3%	×	専門性が強い内容を検討するため、関係団体へ委員の推薦を依頼している。
30	高齢者福祉課	木更津市地域包括支援センター運営協議会	附属機関設置条例	7以内	○	3	4	57.1%	○	
31	高齢者福祉課	木更津市在宅医療・介護連携推進協議会（平成28年度～）	木更津市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱	なし	○	17	12	41.4%	×	専門性が強い内容を検討するため、関係団体へ委員の推薦を依頼している。
32	障がい福祉課	障害福祉計画策定委員会	附属機関設置条例	12以内	○	6	6	50.0%	×	審議内容の専門性から、関係機関へ委員の選出依頼をしている。今後も公募の予定はない。
33	障がい福祉課	障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法	10以内	○	6	4	40.0%	×	審査内容の専門性から、公簿では対応できず、性別の指定もできない。今後も公募の予定はない。
34	介護保険課	木更津市介護保険運営協議会	附属機関設置条例	20以内	○	14	2	12.5%	○	関係機関へ委員の選出を依頼するため、性別を指定できない。今後、公募や関係機関からの推薦状況によっては、女性の割合が1／3以上になる可能性もある。
35	介護保険課	木更津市介護認定審査会	木更津市介護保険条例	40以内	○	33	8	19.5%	×	関係機関へ委員の選出を依頼するため、性別を指定できない。今後、公募や関係機関からの推薦状況によっては、女性の割合が1／3以上になる可能性もある。
36	生活衛生課	市営霊園建設委員会	附属機関設置条例	12以内	×					

令和5年度 審議会等委員への女性参画状況調査表

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和6年3月31日現在の状況					女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委嘱の有無	委員数			公募	
女性比率						男性	女性	女性比率		
37	環境政策課	木更津市環境審議会	木更津市環境保全条例	18以内	○	17	1	5.6%	○	公募枠については、女性の応募がなかった。公募枠以外については、昨年度に引き続き、今後の推薦依頼時に女性の推薦を働きかけたい。
38	資源循環推進課	木更津市廃棄物減量等推進審議会	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	15以内	○	8	1	11.1%	○	各種団体からの女性の推薦者、公募委員への応募者が少なかったため。
39	農林水産課	木更津市農業振興地域整備促進協議会	附属機関設置条例	25以内	○	16	0	0.0%	×	各関係団体に対して、委員の推薦を依頼したところ、女性委員の推薦がこの人数であったため。
40	農林水産課	木更津市水産振興推進委員会	附属機関設置条例	20以内	○	14	2	12.5%	×	各関係団体に対して、委員の推薦を依頼したところ、女性委員の推薦がこの人数であったため。
41	農林水産課	木更津市農業振興推進委員会	附属機関設置条例	20以内	○	11	2	15.4%	○	公募かつ各関係団体に対して、委員の推薦を依頼したところ、女性委員の推薦がこの人数であったため。
42	地方卸売市場	地方卸売市場運営審議会	木更津市公設地方卸売市場条例	15	○	11	1	8.3%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募はしていない。 各関係団体に委員の推薦依頼をしたが、女性の推薦が少なかったため。 推薦依頼時に、引き続き女性の推薦を働きかけたい。
43	都市政策課	木更津市都市計画審議会	木更津都市計画審議会条例	13	○	11	2	15.4%	○	委員13名中、8名は団体からの推薦に基づき任命し、2名は役職に基づき任命しており、男女比を考慮した任命が難しい。 なお、事務局判断で任命している2名のうち、1名は女性委員としている。 公募委員1名については、女性委員の応募が少なかったため男性委員となつた。 今後も、事務局の判断で任命できる委員については、女性委員の比率を高めるよう努めたい。

令和5年度 審議会等委員への女性参画状況調査表

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和6年3月31日現在の状況					女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委嘱の有無	委員数			公募	
女性比率						男性	女性	女性比率		
44	都市政策課	木更津市景観推進審議会	木更津市景観条例	10	○	9	1	10.0%	○	委員10名中、6名は団体からの推薦に基づき任命し、2名は役職に基づき任命しており、男女比を考慮した任命が難しい。公募委員2名については、女性委員の応募がなかったため男性委員となった。
45	住宅課	木更津市空家等対策協議会	木更津市空家等対策の推進に関する条例	14以内	○	13	1	7.1%	×	各団体からの推薦により委員を決定している。今後は、女性を推薦していただくよう理解を求めていきたい。
46	住宅課	公営住宅建築委員会	附属機関設置条例	10以内	×					
47	建築指導課	木更津市建築審査会	建築基準法 木更津市建築審査会条例	5	○	4	1	20.0%	×	各専門分野から委員を依頼しているが、女性が少ない分野からは登用が見込めない状況である。
48	下水道推進室	木更津市下水道事業審議会	附属機関設置条例第3条	25以内	○	19	4	17.4%	○	関係機関へ委員の選出を依頼するため、性別を指定できない。また、2名の公募を実施したが、応募はなかった。
49	下水道推進室	下水処理場漁業関係委員会	附属機関設置条例	9以内	○	8	1	11.1%	×	漁業について専門知識を有することが必要なため、公募は行っていない。また、漁業関係に携わる団体の役職員及びそれに関する人員で構成しているため、現在、女性がこの職に就いているケースが少なく、登用が困難である。
50	土木課	木更津市水防協議会	木更津市水防協議会設置条例	25以内	○	18	2	10.0%	×	委嘱基準となる木更津市水防協議会設置条例第3条第2項（1）関係行政機関の職員及び（2）水防関係団体の代表者は、充て職であり現在その職に就いている女性が少ない。また（3）の学識経験者を有するものは、該当がなかったため、女性委員の参画は難しいが、今後第3条第2項（3）の委員について、検討していきたい。また、木更津市水防協議会設置条例に公募枠がないため、今後も公募の実施はしない。

令和5年度 審議会等委員への女性参画状況調査表

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和6年3月31日現在の状況					女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委嘱の有無	委員数			公募	
女性比率						男性	女性	女性比率		
51	教育総務課	奨学事業運営審議会	木更津市奨学事業運営審議会設置条例	8	×					
52	学校教育課	木更津市就学支援委員会	木更津市就学支援委員会規則	20以内	○	6	8	57.1%	×	審査内容の専門性等から、公募によって委員を選出することが難しいため。
53	学校教育課	木更津市心の教育推進協議会	木更津市心の教育推進協議会規約第1条	30以内	○	10	13	56.5%	×	協議内容が「児童生徒」「学校教育」に関する部分が多くなるため、公募ではなく「小中学校関係者」「学識経験者等」等に委嘱している。
54	生涯学習課	社会教育委員会議	木更津市社会教育委員に関する条例	18	○	12	6	33.3%	×	木更津市社会教育委員に関する条例の根拠法令である社会教育法第17条第2項において「教育委員会の諮問に応じ、これに対し、意見を述べること」とあり社会教育に関する一定の見識が求められることから、公募は行っていない。また、上記の理由から今後も公募の予定はない。
55	生涯学習課	生涯学習推進協議会	木更津市生涯学習推進協議会設置要綱	14	○	10	2	16.7%	×	各種団体から推薦により男女の区別なく適任者を委嘱している。また、上記の内容から今後も公募の予定はない。令和6年度は見直しを行うため、木更津市生涯学習推進協議会委員の委嘱を行わない。
56	生涯学習課	青少年問題協議会	木更津市青少年問題協議会設置要綱	21	○	17	3	15.0%	×	木更津市青少年問題協議会設置条例の根拠法令である地方青少年問題協議会法第2条第1項において「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。」とあることから、高度な専門性が求められるため、公募は行っていない。また、上記の内容から今後も公募の予定はない。
57	文化課	木更津市文化財保護審議会	木更津市文化財保護条例第17条	5	○	3	2	40.0%	×	専門性が必要であり、学識経験のある適任者を選定し、委嘱しているため、公募していない。
58	文化課	木更津市史編集委員会	附属機関設置条例	10以内	○	5	4	44.4%	×	専門性が必要であり、学識経験のある適任者を選定し、委嘱しているため、公募していない。

令和5年度 審議会等委員への女性参画状況調査表

資料6

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和6年3月31日現在の状況					女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委嘱の有無	委員数			公募	
女性比率						男性	女性	女性比率		
59	学校給食課	木更津市学校給食費検討委員会	木更津市学校給食費検討委員会条例	10以内	×					
60	まなび支援センター	青少年指導関係運営協議会	木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例	15以内	○	10	4	28.6%	×	条例にて、委員の構成について条例にて定められているため。条例の改正については予定はありません。
61	図書館	図書館協議会	木更津市立図書館設置及び管理条例	10以内	○	3	7	70.0%	×	木更津市立図書館設置及び管理条例第9条の根拠として、図書館法施行規則第12条に図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるうえで、参酌すべき基準として「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する」と規定されていることから公募は適さない。なお、委員の任命については、各団体に女性の積極的参加を呼びかけるなど努める。
62	木更津市郷土博物館金のすず	木更津市郷土博物館金のすず協議会	木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例	10以内	○	4	2	33.3%	×	「木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例」の根拠法である博物館法の第23条に「博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする」とあることから、その構成員には高度な専門性が求められるため、公募は適さない。
63	中央公民館	公民館運営審議会	木更津市立公民館設置及び管理運営条例	20	○	13	7	35.0%		
64	選挙管理委員会	木更津市明るい選挙推進協議会	木更津市明るい選挙推進協議会規約	30以内	○	3	7	70.0%	×	木更津市明るい選挙推進協議会規約第5条の規定により、市内に所在する公私の団体の有識者及び学識経験者をもって構成するため、関係者からの推薦により委嘱している。また、活動内容上、特定の政党等に所属しておらず政治的に中立・公平な立場であることが求められるため、調査票作成時点においては、今後も公募の予定はない。